

入札説明書

地政第 05-02 号

洞川温泉ビジターセンター新築工事

令和5年4月

天川村地域政策課

入札説明書

洞川温泉ビジターセンター新築工事に係る公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札の参加を希望する者は、下記の事項を熟知の上、申請しなければならない。

- 1 公告日 令和5年4月3日
- 2 契約者 天川村長 車谷重高
- 3 担当課の名称・所在地 奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
天川村役場 地域政策課 担当：阪中
電話（代表）0747-63-0321（内線 151）
FAX：0747-63-0329
- 4 競争入札に付する事項
 - (1) 工事番号 地政第 05-02 号
 - (2) 工事名 洞川温泉ビジターセンター新築工事
 - (3) 工事場所 奈良県吉野郡天川村大字洞川地内
 - (4) 工事概要 建築工事一式
(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)
構 造：木造平屋建一部鉄骨造（地下ピット含）
延床面積：854.97 m²
建築面積：1,155.91 m²
※その他詳細は仕様書等による。
 - (5) 工事期間 天川村議会議決日 ～ 令和6年3月25日
 - (6) 予定価格 金 549,593,000 円
(消費税及び地方消費税を含む)
 - (7) 最低制限価格 有

5 競争入札参加資格に関する事項

天川村入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者2者または3者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」という。）のいずれもが次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた建設業者がこの入札に参加することができる。但し、共同企業体構成員は、2以

上の共同企業体の構成員として、この工事の入札に参加することはできない。

共同企業体構成員の出資比率は、2 者の場合はいずれも 30%以上、3 者の場合はいずれも 20%以上であり、かつ、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大または最大と同比率でなければならない。

- (1) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けているものであり、かつ、奈良県内に本店を有するもので、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの）の結果における建築一式工事についての総合評定値（P 点）が 900 点以上の者であること。
 - ③ 過去 15 年以内に官公庁等（国・地方公共団体・独立行政法人・公社・その他これに類似する法人をいう。）発注工事の元請けとして施工した次の完成実績（共同企業体としての施工実績は出資比率 20%以上の場合に限る。）A と B を全て満たすこと。但し、A に B の実績が含まれている場合は実績要件を満たしているものとする。B の実績については、官公庁等の発注に限定しない。
A 過去 15 年以内に延床面積 800 ㎡以上の公共建築物の新築又は増築の実績
B 過去 15 年以内に延床面積 500 ㎡以上の木造建築物の新築又は増築の実績
 - ④ 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、国・奈良県及び天川村の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (2) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件を満たす監理技術者又は、主任技術者をこの工事を行う期間中専任で配置できること。ただし共同企業体の代表者にあつては監理技術者を配置できること。
- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。
 - ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けているものであること。
 - ③ 監理技術者にあつては、同種又は類似工事（(1) ③の類似工事をいう。）の従事経験を有する者であること。
 - ④ 競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者。
- (3) 次に掲げるこの入札にかかる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- 名 称 株式会社カイトアーキテクツ一級建築士事務所
所在地 大阪府大阪市中央区南船場 2-11-18-410
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又

は申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

6. 競争入札参加確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、上記に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、あらかじめ、下記の書類を担当課に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- ② 特定建設工事共同企業体協定書（別紙様式2）
- ③ 経営事項審査結果及び設計業務受託者との関連について（別紙様式3）
 - ・ 共同企業体構成員の全てが5の(1)の②に定める総合評価値(P)及び5の(3)に定める設計業務受託者との関連を記載したものを提出すること。なお、共同企業体構成員の全ての総合評価値通知書の写しを添付すること。
- ④ 工事实績書（別紙様式4）
 - ・ 共同企業体の構成員全てが5の(1)の3に掲げる資格があることが判断できる同種工事の施工実績を1件以上（別紙様式4）に記載し、提出すること。当該工事が財団法人日本建設情報センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は「竣工時カルテ受領書」を添付すること。登録されていない場合は、記載した工事の施工実績が確認できる契約書の写し（受注形態が共同企業体の場合は協定書）と設計書及び仕様書等を提出すること。これらによることができない場合は、工事概要が確認できる「工事施工証明書」を提出すること。民間発注の場合は、開発行為許可通知書等工事の実施を証明することのできる書類を添付すること。
- ⑤ 配置予定技術者の資格等について（別紙様式5）
 - ・ 共同企業体構成員の全てが5の(2)に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を（別紙様式5）に記載し、提出すること。なお、一級建築士、一級建築施工管理技士の資格を証明する書面、監理技術者資格証の

写し、監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了証明書を含む。以下同じ。）の写し及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付すること。

- ⑥ モラルに対する決意（別紙様式6）
・モラルに対する決意を記載した書面は（別紙様式6）により作成すること。

（2）申請書等の配布

期 間：令和5年4月3日（月）から令和5年4月17日（月）

場 所：上記の期間、奈良県天川村 HP（行政情報ページ）からダウンロードにて入手可能。

<http://www.vill.tenkawa.nara.jp/>

（3）申請書等の受付

- ① 期 間：令和5年4月3日（月）～令和5年4月17日（月）までの
午前9時から午後4時まで（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）
（正午から午後1時までを除く。）
- ② 場 所
〒638-0392
奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
天川村役場 地域政策課
- ③ 申請書等の提出は、郵送に限る。
- ④ 提出先：〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60 天川村役場地域政策課 阪中宛
※封筒表に「競争入札参加資格確認申請書類在中」の記載をすること。配送方法は問わない。
- ⑤ 提出部数は、各1部とする。
- ⑥ 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

（4）競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認及びその結果については、令和5年4月18日（火）に（別紙様式7）により通知する。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができる。この場合は、令和5年4月20日（木）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）にその旨を記載した書面を天川村地域政策課まで持参すること。競争入札参加資格の確認を得ることができなかった理由は、令和5年5月2日（火）に書面にて回答する。

（5）その他

- ① 提出された申請書等は、返却しない。また提出期限の日以降における申請書等書類の

差し替え及び再提出は認めない。

- ② 競争入札参加資格が認められたのち辞退する場合には、入札参加辞退届を提出すること。(別紙様式8)
- ③ 競争入札参加資格確認を得た者が入札執行までに第2の条件を満たさなくなった場合は、入札辞退届を提出させ、又は提出したものとみなすことがある。

7. 仕様書等の入手、現場説明会の開催について

(1) 仕様書の入手

6の手続により、競争入札参加資格の確認を受けた者は天川村地域政策課メールアドレス (chiikiseisaku@vill.tenkawa.lg.jp) に共同企業体代表企業が共同企業体名、件名(仕様書等の送付依頼について)を記入し、送信すること。また、送信した際には3に記載の問い合わせ先に連絡すること。

(2) 現場説明会

現場説明会は実施しない。

- ### (3) 仕様書等について質疑がある場合には、質疑書(任意様式)を下記の期限までに工事名・会社名・質疑内容・連絡先・担当者等の必要事項を記入し、FAXにて提出すること。

① 日時

令和5年4月27日(木)午前9時から午後4時まで

② FAX 送信先

天川村役場 地域政策課
(FAX) 0747-63-0329

- ### (4) 質疑に関する回答は以下の通りとする。

① 回答日

令和5年5月2日(火)

② 回答方法

原則、全業者にFAXにて回答する。

8. 入札の方法等

(1) 入札の方法

入札の方法は、天川村契約規則に基づく郵便入札とする。郵送は簡易書留による郵送に限る。持参・宅配便・電報又はFAX等によるものは一切認めない。

- ### (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数ある時は、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金

額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。(別紙様式 9)

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を採用しており、その価格を下回った者は失格とする
- (4) 入札の執行回数は 1 回を限度とする。
- (5) 入札参加資格確認通知書において、入札参加資格を有すると認められた場合でも、書類の不備等により、本案件の開札日において入札に参加する者に必要な要件を充足しない者は、本工事の入札参加資格を取り消す。

9. 入札（開札）執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出

- ① 提出方法 簡易書留郵便
- ② 到着期限 令和 5 年 5 月 29 日（月）午後 5 時 必着
- ③ 提出書類 入札書 ※郵便入札説明書を確認すること。
- ④ 提出先 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村沢谷 60 天川村長 車谷重高 宛

(2) 開札日時

令和 5 年 5 月 30 日（火）午前 10 時

(3) 開札場所

奈良県吉野郡天川村大字沢谷 60 番地
天川村役場 山村開発センター2F 202 会議室

(4) 開札立会

本入札の開札には競争入札参加資格を有すると認められた共同企業体毎に 1 名の立会を別途依頼する。

10. 入札保証金及び契約保証金

天川村契約規則（昭和 39 年 3 月 31 日天川村規則第 6 号）の規定に基づき、次の通りとする。

- (1) 入札保証金は、予定価格の 100 分の 5 以上とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。
- (3) 入札保証金、契約保証金については、共同企業体の代表者が天川村契約規則第 4 条の免除規定に該当する場合は、当該共同企業体に対する入札保証金、契約保証金の一部又は全部を免除する規定がある。

11. 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 天川村契約規則第 7 条に規定する各号に該当する入札をした者及び天川村建設工事入札執行要領第 12 条の入札心得に示した事項に違反した入札

(4) 競争入札の参加資格を確認された者であっても、入札執行日までの間において、
国・奈良県及び天川村の指名停止等の措置を受けた者の行った入札。

12. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格・最低制限価格の範囲内で最低価格者をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定する。
ただし、落札者の決定において「くじ」を辞退することはできない。

13. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間において、落札した者が入札参加資格の制限または、指名停止を受けた場合、契約を締結しない。

14. 本契約の成立

この工事の契約には、天川村議会の議決を要するので、落札者は仮契約を締結し、議会議決を得たときに本契約が成立し、着工となる。

15. 契約書作成の要否

要する。落札者は、天川村契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札の日から5日以内に仮契約を締結するものとする。

16. 問合せ先

3に同じ